

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画叶・宮長地区地区計画を次のように決定する。

名 称	叶・宮長地区地区計画		
位 置	鳥取市叶、宮長		
面 積	約7.5ha		
地区計画の目標	<p>本地区はJR鳥取駅の南約2kmに位置し、昭和42年に叶工業団地として開発されて以降、工業・業務地として土地利用が行われている区域である。鳥取市の工業集積地として、国道29号線の整備促進に伴い活発な産業活動がなされてきた。しかし、工業団地として機能してきた一方で、近隣農地の宅地化や商業施設等の立地が進行し、また団地内には低未利用地も存在している。</p> <p>工業団地としての機能を維持しながら、操業環境との調和に配慮した安全で快適な市街地形成を図り、有効な土地利用、工業団地全体の活性化を目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	効率的な工業生産活動を保持するため、住宅等の建築物との用途の混在を防止し、合理的な土地利用を促進する。	
	建築物等の整備方針	用途の混在を防ぐため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、ゆとりある街並みの形成が図られるよう、敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>以下に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>300㎡</p> <p>ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する政令第130条の4に定める公益上必要な建築物は除く。</p>
		壁面の位置の制限	建築物の外壁面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。
		工作物の設置の制限	広告物、立看板等は道路境界線より1.0m以上後退することとし、刺激的な色彩、装飾は避けるものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は刺激的な色彩、装飾を避け、落ち着いた色合いのものとする。

「区域は計画図表示のとおり」